
第 50 回日税連公開研究討論会

税務コンプライアンス を考える

～納税者のためにできること～

(資料編)

開催日

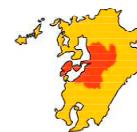
令和 6 年 10 月 18 日

場 所

福岡市・ホテルオークラ福岡

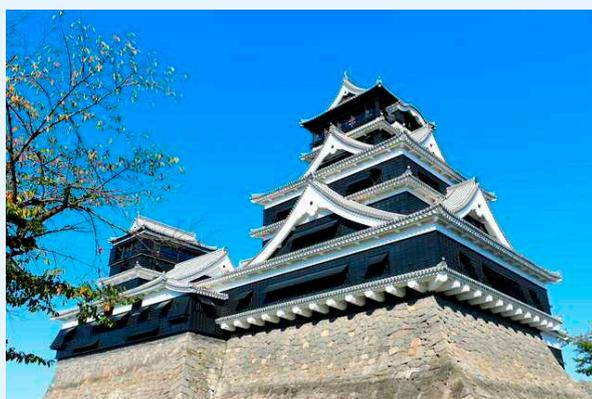
主 催／日本税理士会連合会

共 催／南九州税理士会



第1編 税理士の原点・現状から考える 税務コンプライアンス

梅野 智子 (熊本西支部)
塩地 浩平 (八代支部)
志岐 信和 (熊本西支部)
吉田 志 (八代支部)



CAST & POSITION



リスク管理部 役
志岐 信和
SHIKI NOBUKAZU
心配性★★★★



所長税理士 役
吉田 志
YOSHIDA YUKI
社交性★★★★



勤務税理士 役
塩地 浩平
SHIOJI KOUHEI
冷静さ★★★★



勤務税理士 役
梅野 智子
UMENO TOMOKO
好奇心★★★★



社長 役(特別出演)
渕川 知幸
FUCHIKAWA TOMOYUKI
朗らか★★★★

社長と税理士の会話・・・



税務コンプライアンスとは？

数日後、事務所での会議・・・

 登場人物（税理士法人ひごもっこす）

所長 吉田 税理士 塩地

税理士 梅野 リスク管理部 志岐





税務コンプライアンス

- ・ 課税庁
「納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行すること」
- ・ 学者
「適正な申告・納税を行うこと」
 - * 納税者 税法に対する自発的遵守、恣意性の排除
 - * 課税庁 恣意性の排除、課税権濫用の禁止(通達課税の禁止)
 - * 裁判所 憲法理念に従った租税法の正しい解釈、中立・公平な判断、違憲立法審査権の行使

5



税理士にとっての税務コンプライアンス

社会全体で実現すべき納税者の自発的・適正な納税義務の履行のために、
税務に精通した納税者の代理人として
見識を持って対応していくこと

6

税務コンプライアンス

定義 → 原則 → 歴史 → 業務 → 責任 → 提言

「適正な納税義務の履行」とは

- 租税法の遵守
- 適正な租税法の解釈・適用に対する理解と努力



前提

租税法が遵守に値するものであること

時代の変化に対応し、適時、制定・改正する

7

税務コンプライアンス

定義 → 原則 → 歴史 → 業務 → 責任 → 提言

租税公平主義と租税法律主義の関係

- ※ 租税公平主義に基づき租税法を制定・改変し、法の不備があれば適時法改正を進める
- ※ 租税法律主義に基づく厳格な文理解釈の方法により、制定・改変された租税法を運用する



↓
税務コンプライアンスの維持・向上につながる

8

税務コンプライアンス

定義 > 原則 > 歴史 > 業務 > 責任 > 提言

税理士制度の成り立ち

昭和17年 税務代理士法 → 昭和26年 税理士法 → 昭和55年 → 令和4年 税理士制度80周年

取締規則

不祥事

定義

税務に精通した納税者の代理人として見識を持って対応する

シャウプ勧告

- ✓ 納税者の代理
- ✓ 立派につとめ
- ✓ 法律に従って行動
- ✓ 助ける
- ✓ 積極的で見聞の広い

税理士の使命

- ✓ 税務の専門家
- ✓ 独立した公正な立場
- ✓ 申告納税制度の理念
- ✓ 信頼にこたえ
- ✓ 法令に規定された
- ✓ 納税義務の適正な実現



税務コンプライアンス

定義 > 原則 > 歴史 > 業務 > 責任 > 提言

税理士法に定める「税理士業務」と「付随業務」

- 税務代理
 - 税務書類の作成
 - 税務相談
 - 税理士が行う付随業務
- 「税理士業務」
- 「付随業務」

「脱税」と「節税」と「租税回避」

- 脱税 不正・偽装行為・事実の秘匿
- 節税 税法の予定している法形式
- 租税回避 税法が予定していない異常・変則的な法形式

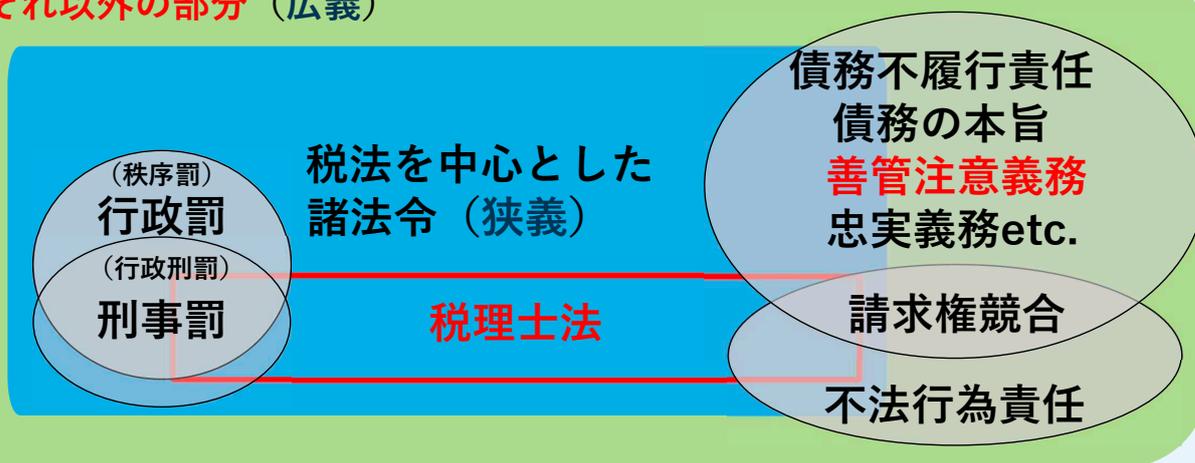
税務コンプライアンス

定義 → 原則 → 歴史 → 業務 → 責任 → 提言

専門家責任と税務コンプライアンス

税理士における税務コンプライアンスの範囲

それ以外の部分 (広義)



11

税務コンプライアンス

定義 → 原則 → 歴史 → 業務 → 責任 → 提言

租税に関する法令に規定された適正な納税義務の実現を図ること

- 適法、合理的な課税が行われることを専門家として援助
 - 過大な課税が行われないようにすることを含む
 - それが納税者の信頼にこたえるということ
- 国側も税理士を尊敬し、その意見を尊重する
税理士も見識を持って国に意見する、対等で緊張した関係

税理士が納税者に変則的な手段を選択させ、税負担の軽減をはかること
→税理士のあるべき姿とはいえない

- 税務コンプライアンスを維持するために、租税法令の不備は迅速な立法で解決しなければならない

12

納税者のためにできること

「納税者を適正な納税に導く」という意識を持つこと、それが納税者を守ることにつながっていく。

強い意志と行動力

税理士が納税者のためにできる
税務コンプライアンス



13

社長に説明・・・
その後の会話



14

「仕事をどんどん好きになれ。」 稲盛和夫

No Job, No Life…

次は、
大分県「**税務コンプライアンスと書面添付制度**」です！

第2編 税務コンプライアンスと書面添付制度

大分県 チーム

平岡祐一郎(大分支部)

安達 和哉(大分支部)

加藤 真理(大分支部)

松永 憲明(別府支部)



平岡 祐一郎
(大分支部)



安達 和哉
(大分支部)



加藤 真理
(大分支部)



松永 憲明
(別府支部)

目次

- 01 はじめに
- 02 デジタルテクノロジーと税理士
- 03 書面添付制度は必要？不要？
- 04 提言



01 はじめに

Q.50年後の税理士は
職業として残っている??

01 はじめに



税理士

VS



AI

AIの著しい進歩で税理士不要の時代？
デジタルテクノロジーが発展しても税理士にできることとは？

02 デジタルテクノロジーと税理士

近年では税理士業界でも
DX化が推進されている

(例)クラウド会計、ペーパーレス化、Zoomなど・・・

02 デジタルテクノロジーと税理士

最近では、AIで仕訳を自動生成できる
試算表や決算書の作成も自動化されていく可能性も



AIが申告まで一貫して自動でできる将来が来るかもしれない

02 デジタルテクノロジーと税理士

Q.将来的に、AIで会計業務全般を
担うことができれば、税理士はいらなくなるのでは？



A.税理士(人)にしかできないことも当然ある

02 デジタルテクノロジーと税理士

税理士(人)にしかできないこと



税務相談



事業承継



納税者との
対話



税務調査

02 デジタルテクノロジーと税理士



税理士

複雑な税務には
税理士が対応する

WITH
(共存)



AI

単純な作業は
AIが行う

02 デジタルテクノロジーと税理士



納税者との対話が重要である

税理士法第1条

「税理士は、独立した公正な立場において、納税者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」



02 デジタルテクノロジーと税理士



納税者と税理士は、常に近い存在であると考えられることから…

最良の選択に導くこと

ここでいう最良の選択とは、税負担を小さくすることだけでなく、将来のことを予測しながら、様々なことを考慮していく**過程**も重要である



02 デジタルテクノロジーと税理士



書面添付制度は、税理士にのみ与えられた権利

実際普及率は低く、
全ての税理士が活用しているわけではない

書面添付制度の活用？

03 書面添付制度は必要？不要？

そもそも書面添付制度とは・・・

税理士法に定められた

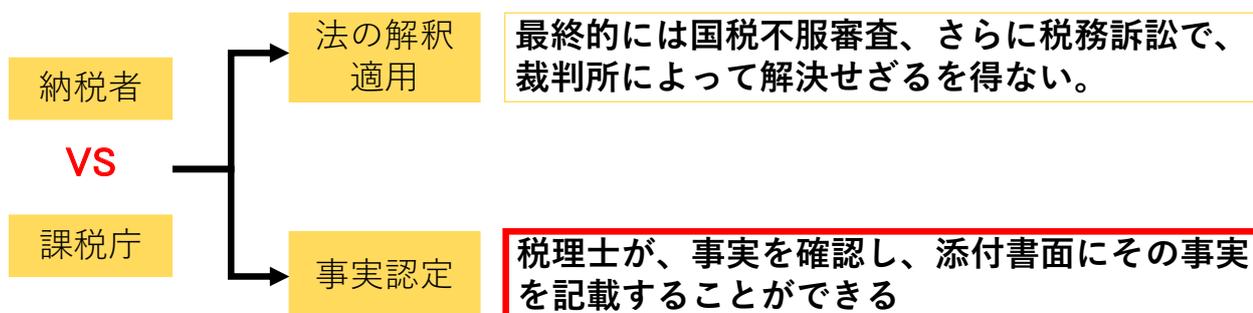
- ① 申告書への書面添付(同法33条の2)
 - ② 税理士等への意見聴取(同法35条)
- とを総称したもの



租税法上の位置づけ？

納税者の手続的保障制度の一部として理解し、
活用することを提言(佐藤信行教授)

書面添付制度における法的問題の解決範囲



取引の实在性の証明の信頼性を担保する仕組みとなり、納税者の手続的保障原則が遵守されることになるのではないか？

書面添付制度の歴史

年度	項目	内容
1956年	書面添付制度の創設	・1953年2月、日税連は、税理士法2条中に「 税務書類の監査証明業務 」を加えることとする陳情書を国会並びに関係官庁に提出したことから議論が始まった。
1980年	税理士法1条の改正 法33条の2第2項創設	・税理士の使命の明確化（税理士法1条） ・他人が作成した申告書についても、相談を受けこれを審査した場合において、書面を添付した場合には、税理士法33条の2第1項と同様の取扱い
2001年	意見聴取制度の拡充	・調査の通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならないとされた。
2022年	様式の整備	・添付書面の様式が整備され、必要があるときは、科目に応じてこれらの様式の各欄の記載事項を変更することができることとされた

03 書面添付制度は必要？不要？

書面添付制度の実務

次の事項について記載・作成を行う

1. 提示を受けた書類等に関する事項
2. 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項
3. 計算し、整理した主な事項
4. 相談に応じた事項
5. 総合所見
6. その他
7. 追加記載する事項

ハードル① 【時間】 と 【報酬】

時間の余裕

Time
01 記帳代行業務

Time
02 確定申告期限との戦い

Time
03 記載事項の多さ

Time
04 定型様式による心理的負担

報酬の加算

Money
01 付加価値の説明

Money
02 納税者の納得

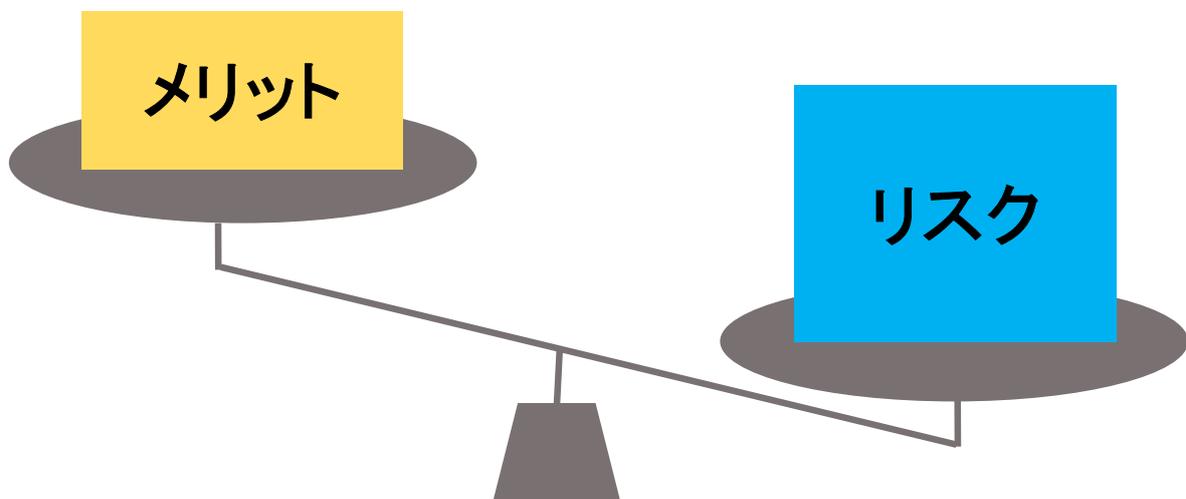
解決策 デジタルテクノロジーの発展

● Check Point



将来的に
デジタルテクノロジーが発展すれば
書面添付制度への
取組みができるのでは？

ハードル② 【メリット】 < 【リスク】



書面添付制度のメリット(効用)

『書面添付制度に係る良好な記載事例と良好でない記載事例集』
(平成27年6月日本税理士会連合会業務対策部策定)

税理士事務所にとって

1. 税理士法1条にある税理士の使命の完遂
2. 事務所の業務品質の向上
3. 関与先との信頼関係の強化
4. 税理士の責任の範囲を明確化
5. 税理士の社会的信用及び地位の向上

関与先企業にとって

1. 計算書類の信頼性の向上
(税務当局、金融機関、取引先)
2. 財務会計力の向上
(適正な決算・申告→正しい経営状況の把握、的確な対応)
3. 税務調査の省略や効率化が期待



「手続き的保障原則」の遵守

リスク 書面添付制度と税理士の責任

一般の懲戒

税理士法46条

…添付する書面に**虚偽の記載**をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第四十四条に規定する懲戒処分をすることができる。

虚偽の記載とは？

- ①当該書面に記載された内容の全部又は一部が事実と異なっており

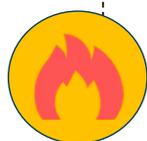
かつ

- ②当該書面を作成した税理士がそのことをあらかじめ知っていたと認められる場合

ハードル③ 納税者の税務コンプライアンス



帳簿状態の不十分さ



全て完璧にできている
中小企業は少ないのでは？



04 提言

書面添付制度と税務コンプライアンス

税理士にとっての税務コンプライアンスを実現する手段の一つが...

書面添付制度

うまく活用するためには？

04 提言

1 税理士のために

①書面添付制度の普及活動強化

②書面添付制度における
添付書面の様式の拡充



研修会の開催

特記事項のみの記載ができる
略式の書面添付の様式の追加



普及キャンペーンの実施



課税庁との情報交換会

04 提言

2 納税者のために



納税者

納税義務の自発的・適正な履行



課税庁



税務コンプライアンス遵守を保証



書面添付制度

税理士



加算税免除

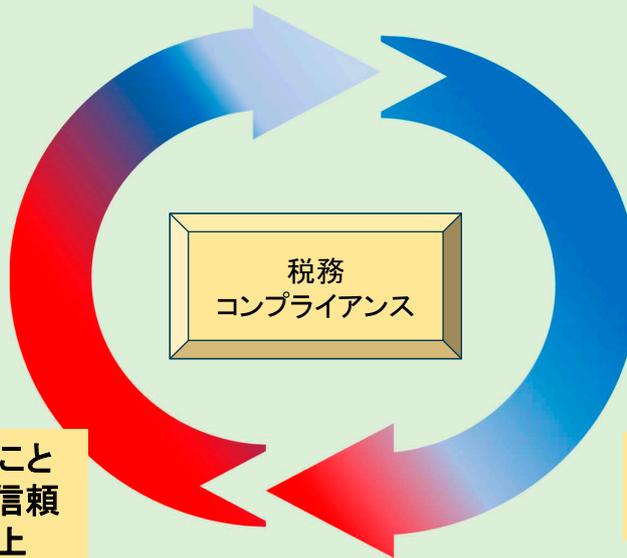
04 提言



税理士



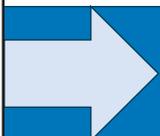
納税者



「税理士」にしかできないこと
→納税者・課税庁からの信頼
→職業価値の維持・向上

加算税の免除
のような恩恵

ご清聴ありがとうございました！



NEXT

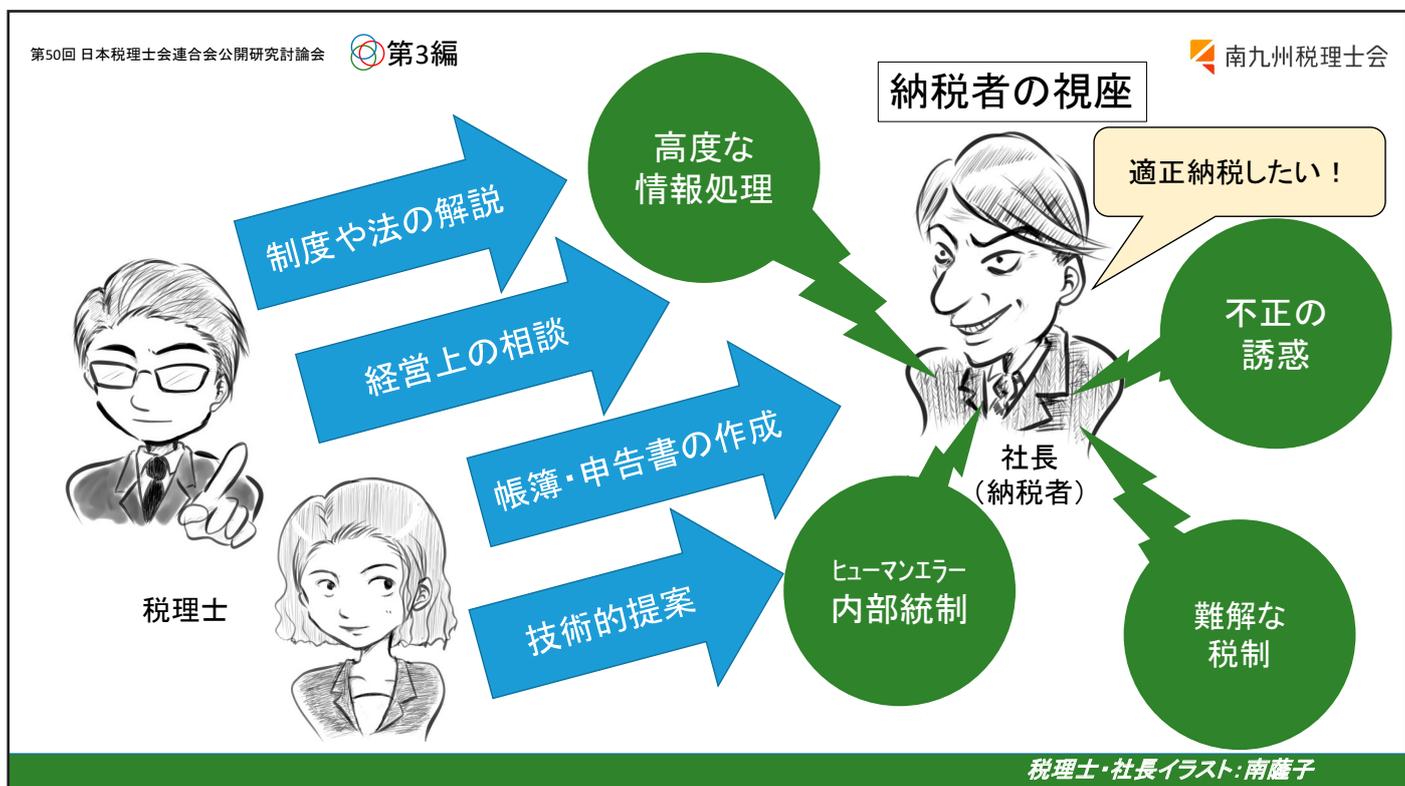
続いては、鹿児島県チームの発表です！



第3編 納税者の視座から構築する 税務コンプライアンス

－鹿児島県チーム－

南竹（鹿児島支部）・牧口（指宿支部）・中牟禮（出水支部）

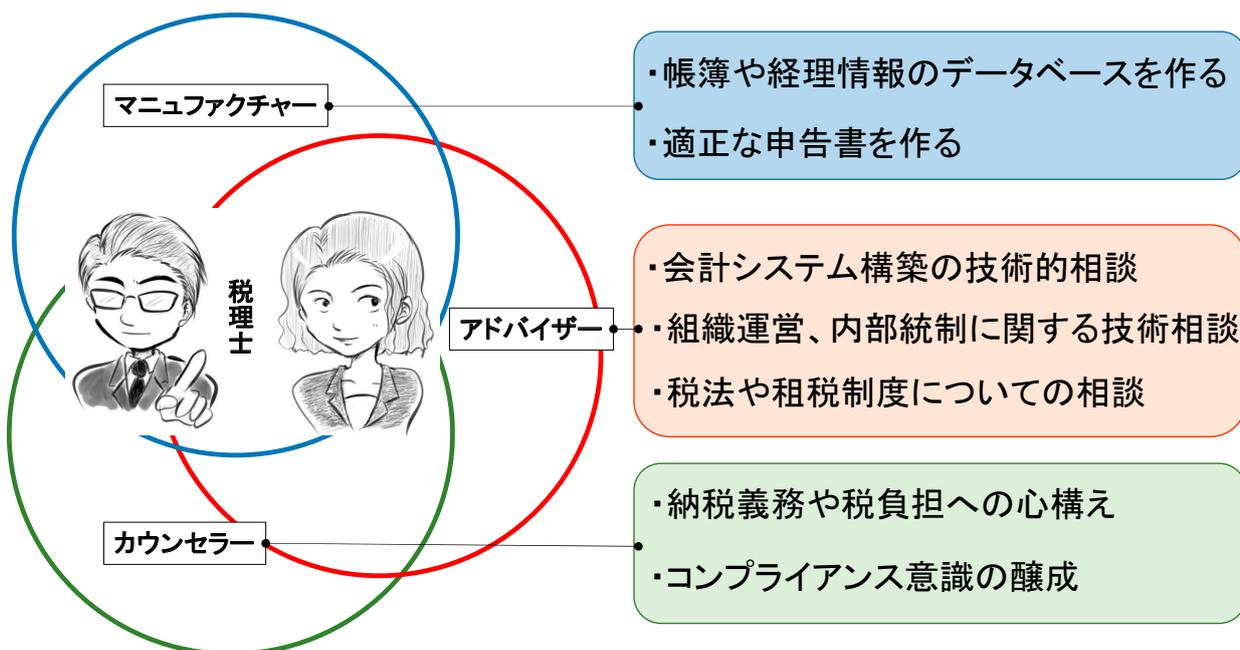


税務コンプライアンスに必要な要素

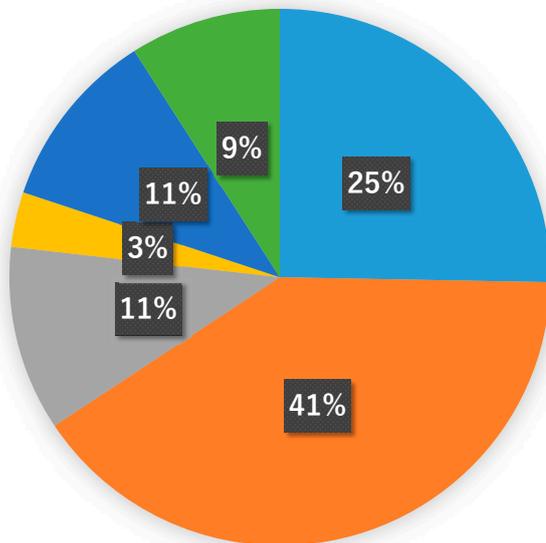
納税者にとって適正納税を阻害する主な要素

- 不正の誘惑 ➡ 順法意識は大前提
- 税法等の理解不足 ➡ 租税制度は簡素な方が良い
- 人為的なミス ➡ ミスを防ぐような体制づくり

他にも課税当局や取引先とのコミュニケーション等も重要な要素

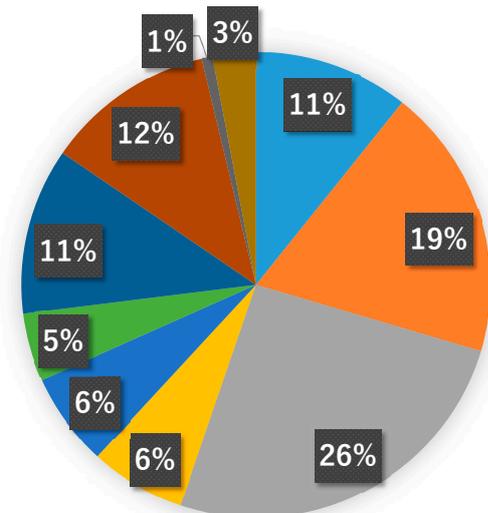


Q1: 過去1年間における税負担について、自身が経営する法人の税負担も含めて、あなたの実感としてどのように感じていますか？以下から最も近いものを1つ選んでください。



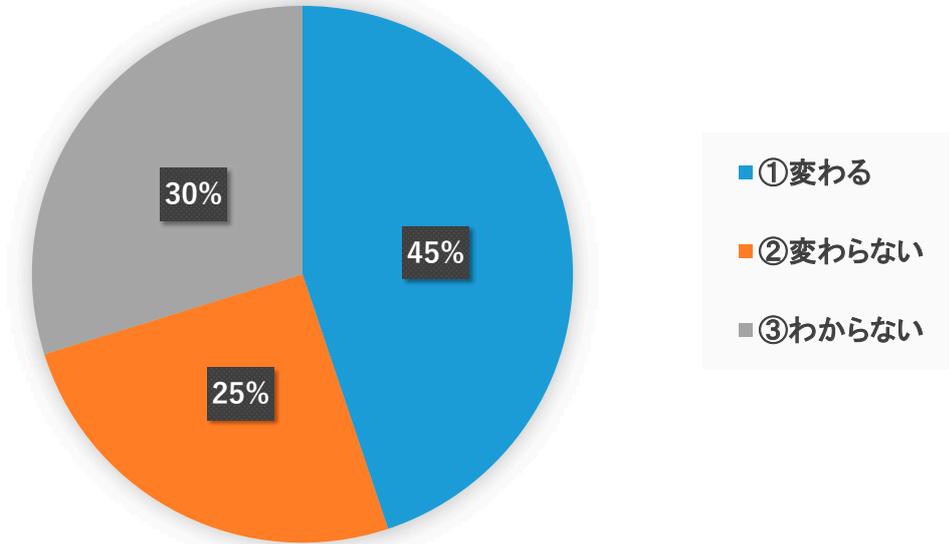
- ①大変苦痛だった。
- ②負担感はあるが、耐えられないほどではない。
- ③納得できる金額であった。
- ④思ったよりも負担は少なかった。
- ⑤気にもしなかった。
- ⑥税負担の実感がわからない。

Q2: 国の予算に関して重点を置いてほしい施策を以下の選択肢から最大3つまで選んでください。

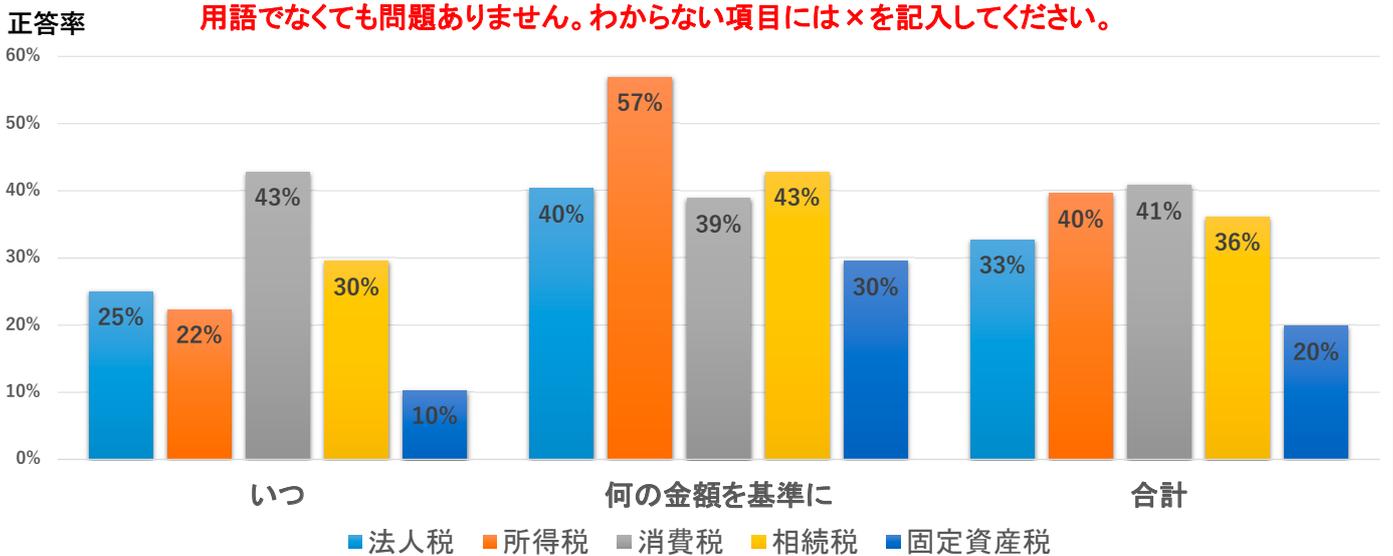


- インフラ整備
- 社会保障充実
- 物価安定
- 防衛力強化
- 教育科学振興
- 農業保護育成
- 中小企業支援
- 出産・子育て支援
- その他
- 特になし／興味なし

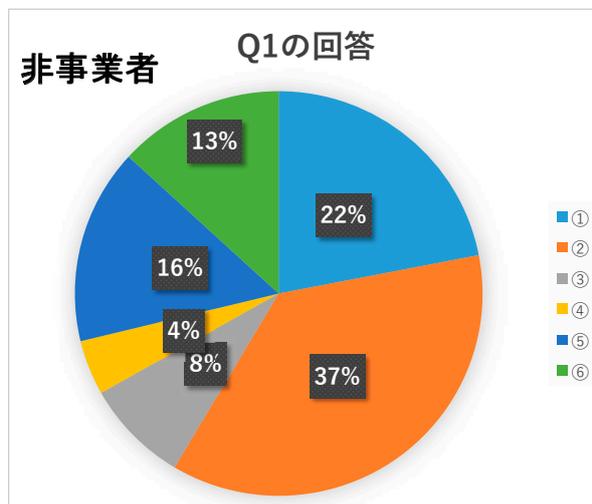
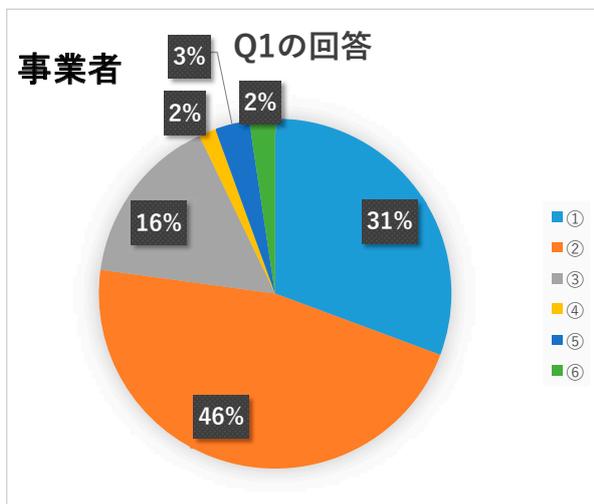
Q3: 納税した金額の使い道を選べるシステムが導入された場合、あなたの現在の税負担に対する納得感は変わりますか？



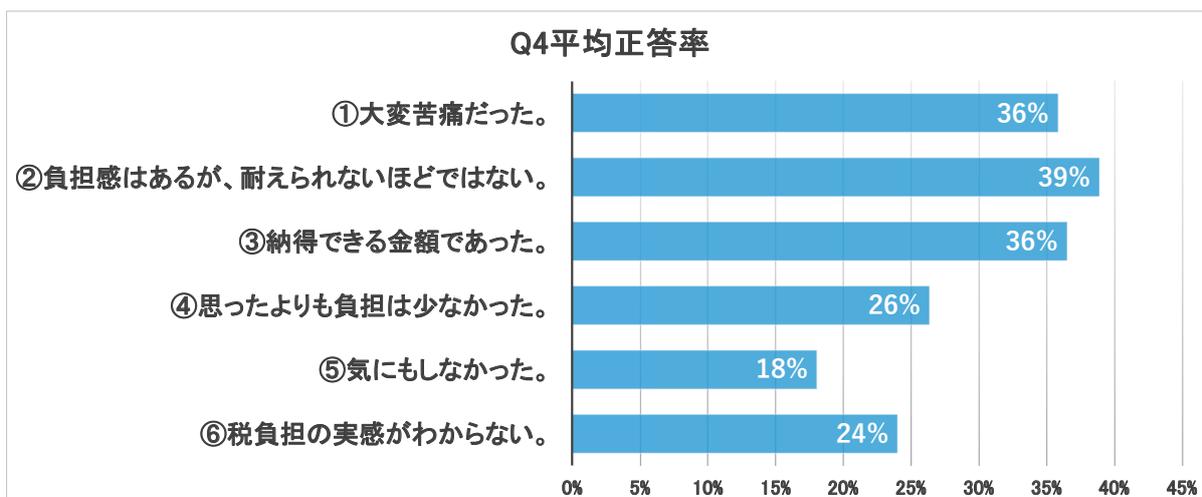
Q4: 法人税・所得税・相続税・消費税・固定資産税について、誰が、いつ、何の金額を基準に課されるかを知っていますか？下の表の空欄を埋めてください。回答は専門的な用語でなくても問題ありません。わからない項目には×を記入してください。



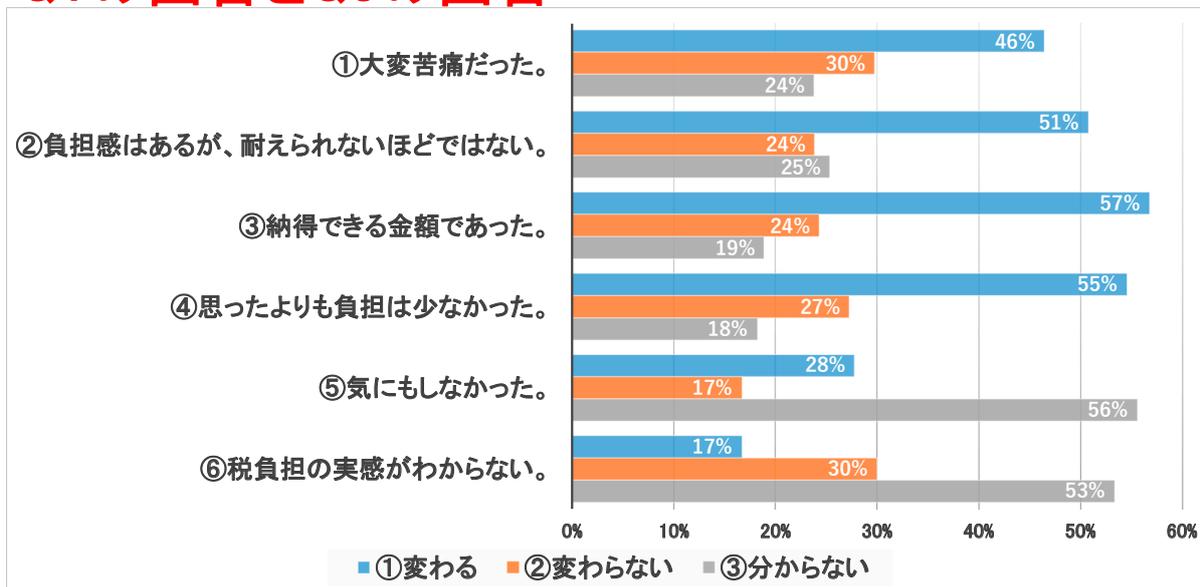
事業者・非事業者の別とQ1の回答



Q1の回答とQ4の正答率の関係



Q1の回答とQ3の回答



税理士

納税は国民の義務。
でも納税に直接の見返りは
ない。
税金は少ない方がいい。

お気持ちは分かります。
でも脱税は違法。
リスクや非効率をなくして、
得することを考えましょう。

脱税ダメ。絶対！



社長

税金の対価性が
実感できない



税負担に納得感がない

まとめ 納税者の納税に対する意識

我々税理士ができること

- ・ 税負担が重くなっている中で、納税者の気持ちを受け入れ、その言葉を聞き、合法的な範囲内で最大限納税額を少なくすることが、納税者の納得感につながる
- ・ 納税者が積極的に政治・経済に関わり、国の政策に目を向け、税金の行方、政策の効果を実感できる環境を作る（租税教育など）



納税者の税務コンプライアンスが向上する

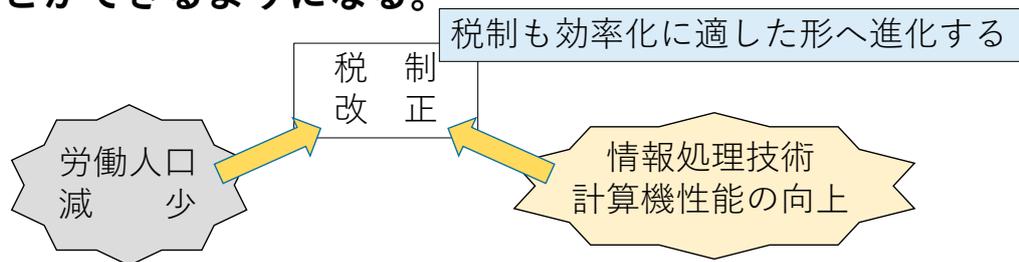
「簡素」の意味が変わりつつあるのでは？



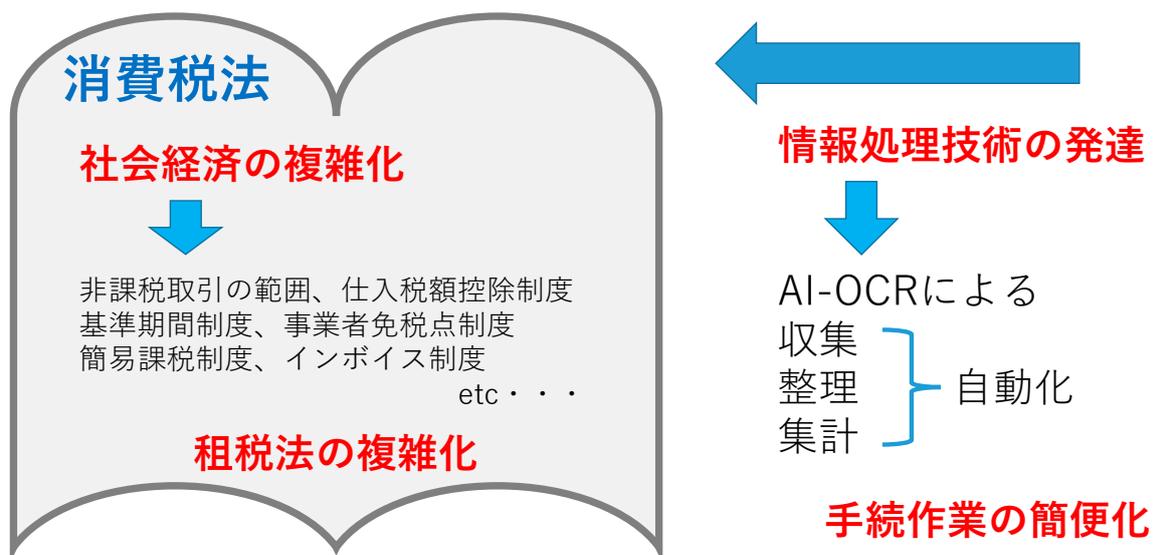
「簡素」であることの意味とは？

計算機による自動化がもたらす簡素の概念変化

計算機にとって必要な情報が明確に識別され、計算式が定義されているのならば**どれだけ複雑な制度も「簡素」な制度として捉えることができるようになる。**



インボイス制度の評価



インボイス制度の可能性

インボイス			
〇〇(株)御中		(株)△△	
		登録番号T1234...	
●年■月	請求金額	43,600 円	
■月▲日	550 円	
■月▲日 ※	5,400 円	
	合計	43,600 円	
10%対象	22,000 円	内税	2,000 円
8%対象	21,600 円	内税	1,600 円
※は軽減税率対象			

法令により税額計算に必要な要素を、記載事項として明記



機械（OCR等）で読み取り、情報収集がしやすくなった



法令を新技術に適する形に変更したからこそ生まれた可能性

まとめ 簡素な租税制度

- ・ 情報処理技術の進歩により「簡素な租税制度」の意味合いが変化してきている。
- ・ インボイス制度は情報処理技術との融合により簡素な租税制度となりうる制度として評価できる。
- ・ 顧客の税務手続きが「簡素」になるように情報処理技術をうまく取り入れることや、税制改正に情報処理技術を応用しやすい制度を取り入れるように主張すべき。



税理士

ヒューマンエラーを防いで、社内で効率よく税務に関する情報を集約したい。

税務に**マネジメントシステム**を応用しましょう。
PlanとCheckもお手伝いできます。

税金は正しく！
適正納税。 No, 税務リスク



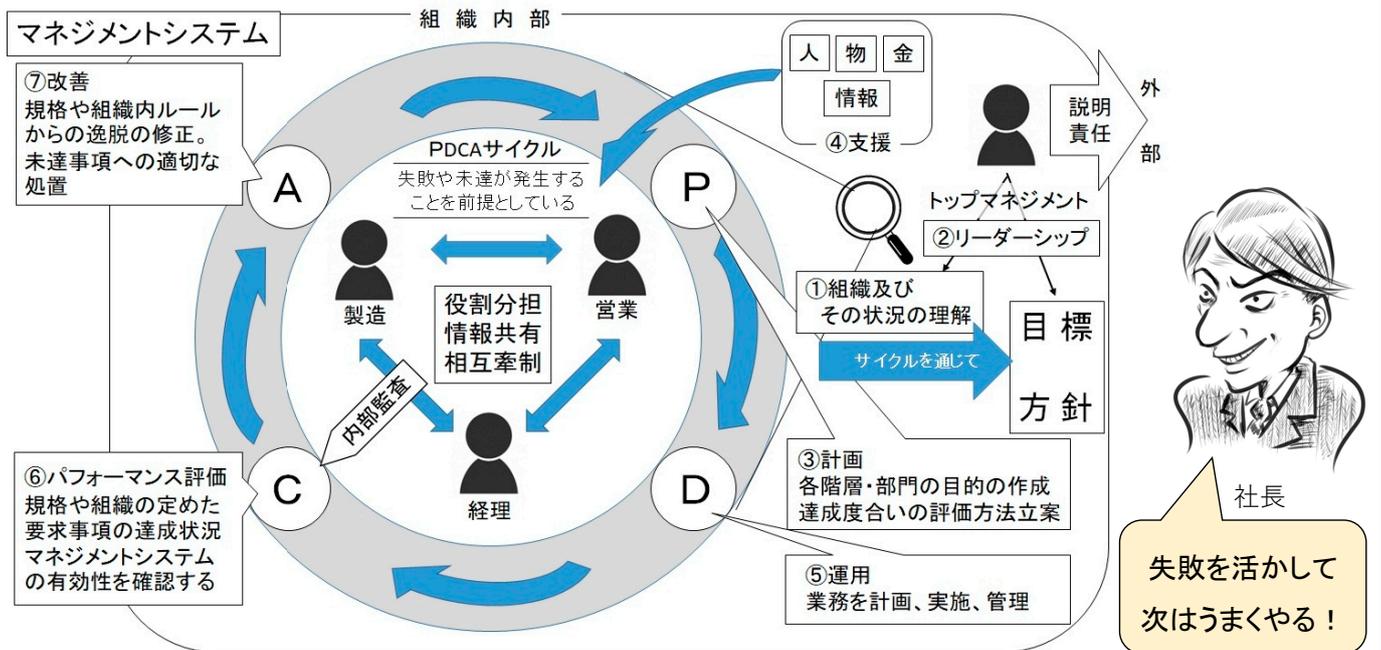
社長

税務・会計の情報は人と人との取引の中で生じる。
ヒューマンエラーへの対策は必須



要check!!

• **マネジメントシステム**
組織内の業務を効率的に計画・実行し、目標を達成するための仕組みや枠組み。



税務にマネジメントシステムを応用してみる

八つの品質管理原則を基に税務マネジメントシステム独自の要求事項を探る

原則1 顧客重視

原則2 リーダーシップ

原則3 全職員の参画

原則4 プロセス・アプローチ

原則5 システム・アプローチ

原則6 継続的改善

原則7 事実に基づいた意思決定

原則8 相互便益の関係



様々な業種に対応できるよう
要求事項は最低限度に

品質管理とは異なり、自社
のためにする点が税務用の
システム独自の観点



まとめ 税務マネジメントシステムの導入

- ・ 人為的ミスの防止や税務に対する全社的な取り組み方の構築には、税務マネジメントシステムの導入が有効。
- ・ 税務マネジメントシステムの維持構築には、専門家の関与が不可欠である。
- ・ 税務マネジメントシステムの知識を共有すれば、適正納税のテクニカルな実現に向けてさらに貢献できる。

鹿児島県チームまとめ

- ・納税者は税に対価性を感じておらず、単なる負担ととらえている。その感覚に寄り添いつつも、適正納税に至るように誘導する必要がある。
- ・情報処理技術の進展により、「複雑」が「簡素」になりつつある。納税者の税務手続きがより簡素になるように努め、税制がより簡素になるように主張していく必要がある。
- ・人為的ミスをなくす内部統制の手段として税務マネジメントシステムの構築が有効である。

ご清聴ありがとうございました。かごんまに、おじゃったもんせ！



写真協力：公益社団法人 鹿児島県観光連盟

第4編 税務コンプライアンスと 租税リテラシー

坂本 敬子 (宮崎支部)
迫間 真彦 (宮崎支部)
藏田 美代子 (宮崎支部)



宮崎県チーム 税務コンプライアンスと租税リテラシー



かあ

坂本 敬子
宮崎支部



ひい

迫間 真彦
宮崎支部



藏田 美代子
宮崎支部

むう



ご当地キャラクター
みやぎき犬
ひい・むう・かあ

税務コンプライアンスと 租税リテラシー



議題

- 1 何故、租税教育を題材にしたのか。
- 2 租税教育の現状
- 3 租税教育の課題
- 4 税理士が行う租税教育
- 5 提言：納税者のためにできること
- 6 総括：租税リテラシーの向上は大事！

宮崎県チーム 税務コンプライアンスと租税リテラシー



- 1 何故、租税教育を題材にしたのか。



1

何故、租税教育を題材にしたのか。

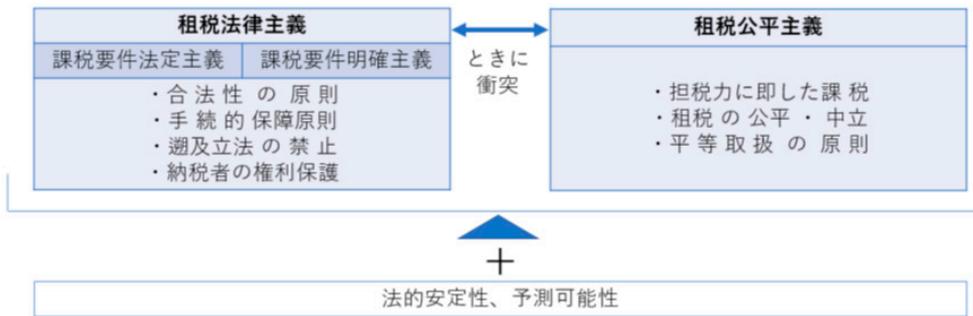
税務コンプライアンスと
租税リテラシー

税務コンプライアンス

「社会全体で実現すべき納税者の自発的・適正な納税履行のために、税務に精通した納税者の代理人として見識を持って対応していくこと」

「租税リテラシー」 「リテラシー (literacy)」とは、「読み書きの能力」

広く国民が税制に対し自然な状態で基本的な理解ができる能力



(金子宏『租税法』(2001)、中里実・弘中聡浩・潤圭吾・伊藤剛志・吉村政徳編『租税法概説(第3版)』(2019)を参考に坂本が作成)



1

何故、租税教育を題材にしたのか。

税務コンプライアンスと
租税リテラシー

税務コンプライアンス

「社会全体で実現すべき納税者の自発的・適正な納税履行のために、税務に精通した納税者の代理人として見識を持って対応していくこと」

「租税リテラシー」 「リテラシー (literacy)」とは、「読み書きの能力」

広く国民が税制に対し自然な状態で基本的な理解ができる能力

国民が「租税リテラシー」を持たなければ
国民が理解できない租税立法となり
租税法律主義は形骸化するのではないか。



宮崎県チーム 税務コンプライアンスと租税リテラシー



2 租税教育の現状

2

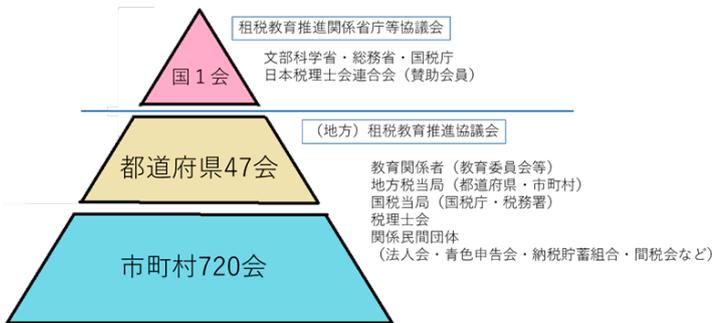
租税教育の現状



税務コンプライアンスと 租税リテラシー

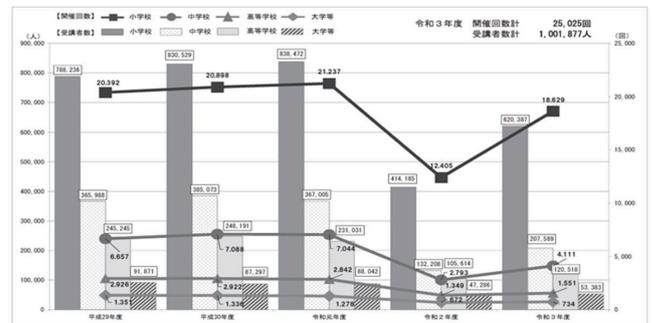
国の行う租税教育

【租税教育推進協議会の簡易体系図】



（参考：江崎純子
「最近の租税教育について～新型コロナの影響とICT活用型租税教育の推進」
（ファイナンス2022.11、32頁）を基に坂本作成）

【租税教室開催状況の推移】



（参考：江崎純子
「最近の租税教育について～新型コロナの影響とICT活用型租税教育の推進」
（ファイナンス2022.11）32頁より抜粋）

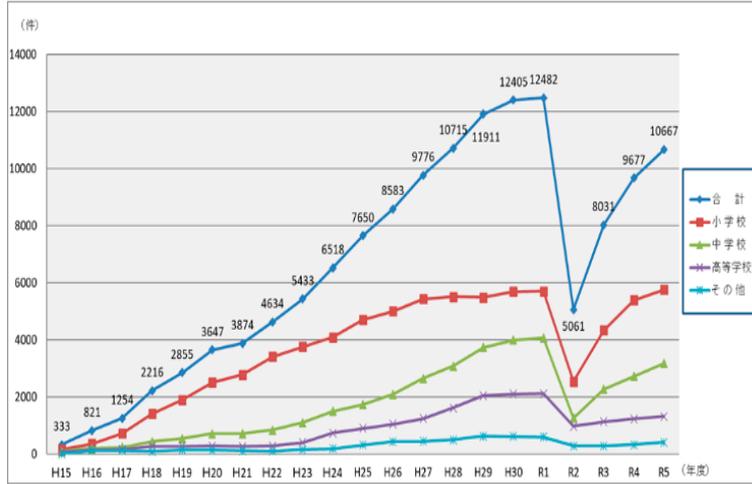


2 租税教育の現状

税務コンプライアンスと 租税リテラシー

税理士の行う租税教育

【租税教室開催状況の推移】



日税連HP：<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/education/> より (2024.8.27閲覧)



2 租税教育の現状

税務コンプライアンスと 租税リテラシー

税理士の行う租税教育 【教員養成大学寄付講座の開設大学】

開設期間	大学
平成25年度から2年度間	愛知教育大学
平成26年度から2年度間	和歌山大学
平成27年度から2年度間	宮城教育大学
平成29年度から3年度間	岐阜大学
平成29年度から3年度間	三重大学
平成29年度から3年度間	長崎大学
平成29年度から3年度間	北海道教育大学
平成29年度から3年度間	千葉大学
平成30年度から3年度間	鳴門教育大学 ※
令和元年度から3年度間	新潟大学 ※
令和元年度から3年度間	福山女学園大学
令和元年度から3年度間	宮川大学 ※
令和2年度から3年度間	福井大学
令和3年度から3年度間	香川大学
令和4年度から3年度間	山口大学
令和5年度から3年度間	愛媛大学
令和5年度から3年度間	高知大学
令和5年度から3年度間	広島大学
令和5年度から3年度間	福島大学
令和5年度から3年度間	静岡大学

【教員養成大学寄付講座の実施アンケート（宮崎大学）】

- 「租税教育を行うことへの重要性を感じた。」
- 「三者三様で面白かった。」
- 「税について、子供が納得できる授業が大切だ。」
- 「自分自身、税について何も知らなかったことに驚いた。」
- 「社会に拓かれた教育は、これからの子供、社会にとって、とても必要だ。」
- 「外部講師と、小・中学校の連携が大切だ。」
- 「新しい形の勉強で、とても刺激的だった。」
- 「今日はとても『社会』について学べた気がした。」
- 「実際の税理士の意見に触れられて、とてもいい経験だった。」
- 「教材（ビデオ）について、自分が小学生の時に観たものと一緒にのに衝撃を受けた。」
- 「教師になった時に、税金について、自分がどの様に伝えられるか不安だ。」
- 「一人が一人を支える社会。不安でしかない。」
- 「そもそも、今まで何故、教育されて来なかったのか、疑問に思った。」

日税連HP：<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/education/donation/> より (2024.8.27閲覧)

宮崎県チーム 税務コンプライアンスと租税リテラシー



3 租税教育の課題



税務コンプライアンスと
租税リテラシー

3 租税教育の課題

教育現場のICT化

生成AIへの対応

租税教室の従事者不足

源泉徴収制度による税への無関心

社会人に向けて教育の機会がない。





3 租税教育の課題

税務コンプライアンスと
租税リテラシー



教育現場のICT化

生徒一人端末による、環境の変化

生成AIへの対応

生成AIの発達を踏まえた、教育内容の変化

租税教室の従事者不足

そもそも地方会においては、慢性的な課題！

複雑化する教育現場

教育者ではない税理士
が対応できるのか!?



3 租税教育の課題

税務コンプライアンスと
租税リテラシー

社会人に向けて教育の機会がない。

ともすれば、ただの節税研修!?

源泉徴収制度による税への無関心

そもそも納税者としての自覚がない!?

教育の対象が社会人

税理士は、どのように
切り込めるのか!?



宮崎県チーム 税務コンプライアンスと租税リテラシー



4 税理士が行う租税教育



税務コンプライアンスと 租税リテラシー

4 税理士が行う租税教育

租税教育者としての税理士

【研修36時間の達成者数と達成割合】（令和5年3月31日時点）

年度	受講義務者数 (人)	受講達成者数 (人)	36時間達成率
2021	79,323	53,299	67.10%
2022	79,913	55,677	69.60%

(備考)

- ①令和5年3月末の税理士名簿を基に算出
- ②受講義務時間が0時間の者は、受講義務者数に含まない。
- ③受講義務時間を一括按分・免除された者が、受講達成した場合も36時間達成者に含む。

【税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数】

会計年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
処分等件数	43	22	21	13	38
禁止	14	4	5	4	5
停止	29	18	16	9	33
戒告	0	0	0	0	0



国税庁HP： <https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/chokai/chokai.htm> より (2024.8.27閲覧)

宮崎県チーム 税務コンプライアンスと租税リテラシー



5 提言：納税者のためにできること

税務コンプライアンスと 租税リテラシー

5

提言：納税者のためにできること



源泉徴収制度の運用の見直し！

社会人のインセンティブとして租税検定の創設！

10年ごとの継続研修受講義務化！
罰則も！？？？

教員大学養成課程での
租税関係科目の必須化！

宮崎県チーム 税務コンプライアンスと租税リテラシー

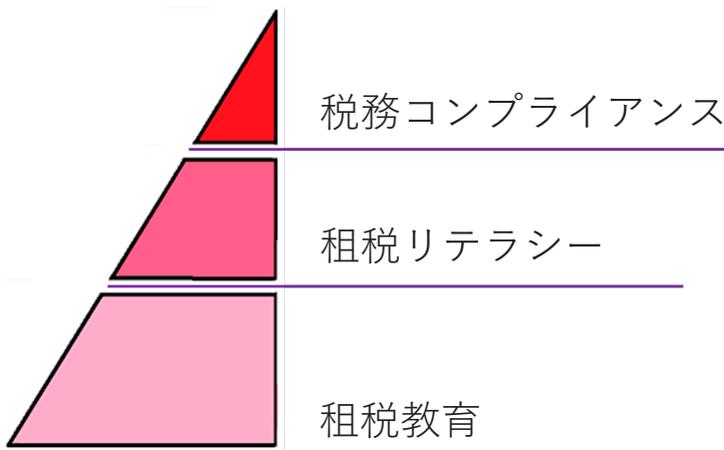


6 総括：租税リテラシーの向上は大事！



税務コンプライアンスと 租税リテラシー

6 総括：租税リテラシーの向上は大事！



やっば、
租税リテラシー大事
だよね！



租税教育者として
税理士への信頼が
必要不可欠だよね！



義務教育において
一貫した租税リテラ
シーの醸成が必要！

国民主権を守るのが
我々税理士の役割！



じゃない？

ご清聴
ありがとうございます。



食べ物がとても
美味しい！
牛・豚・鶏・フルーツ・
野菜



宮崎いいところ
遊びに来てください！



Fin

おわりに

第零編

瀧川 知幸(八代支部)

第壹編

熊本県チーム

税理士の原点・現状から考える
税務コンプライアンス

税務コンプライアンスの定義、
「社会全体で実現すべき納税者の
自発的・適正な納税義務の履行の
ために、税務に精通した納税者の代理人として
見識を持って対応していくこと」

税務コンプライアンスと

書面添付制度

第貳編

大分県チーム

納税者のためにできること
添付書面の多様な提出方法の導入によって
課税庁へ補完すべき情報が容易に
→ **税務調査の減少**

添付書面の記載内容の充実及び質的向上
→ **加算税の免除**をすべき
→ 書面添付制度の活用する

税理士の増加につながるのではと**期待**

納税者の視座から構築する

税務コンプライアンス

第参編 鹿児島県チーム

DX化の下での税務行政においては、
作業を自動化しやすい制度設計を行うことが
「簡素な」租税制度の構築につながる

税理士が納税者に対して、そうした制度に適した
情報処理技術を取り入れた環境を提示すること
→**納税者**の税務コンプライアンスの**実現**

税務コンプライアンスと**租税リテラシー**

第四編 宮崎県チーム

租税教育の真の目的

「国民が主権者として、

租税を通じた健全な国家観を形成すること」

→児童生徒に租税教育の教科化が必要

→税理士はその教員に対して教育する必要性

→国民と税を**身近**にすることで、

国民全体の税務コンプライアンスの構築と**維持向上**

当会が提言する税務コンプライアンスを実現するためには！

立法府の作用が必要ではないか。

税理士は**納税者の目線**に立って税務コンプライアンスが向上できるような施策を求めていくべき。

課税実務では**不確定概念**や通達による課税庁の**裁量**により納税者に影響を及ぼす裁判例が散見され

納税者のコンプライアンスの**意識低下**を招く。

→**徹底した**課税要件法定主義と

課税要件明確主義に基づく税務行政を切望する。

**ご清聴
ありがとうございました**

南九州税理士会パネリスト一同